

公益財団法人日本バドミントン協会用具器具検定審査規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本バドミントン協会（以下「本会」という。）は、わが国で使用されるバドミンントンの用具器具の品質を向上保持するとともに、安全性の確保及び改良進歩を図るため、用具器具の検定審査について定める。

(対象用具器具)

第2条 検定審査用具器具の対象は、次のとおりとする。ただし、用具器具は、国内製品及び外国商品のいずれにも適用される。

種類	区分	対象項目
検定	用具	ラインテープ、シャトル、ラケット
	器具	コートマット、ポスト、ネット
審査	用具	ウェア、ストリングス、シューズ
	器具	得点表示装置、審判台

(検定審査会)

第3条 用具の検定審査会は、毎年一回行う。その日時、会場は本会が定め公示する。ただし、器具の検定は、本会検定工場認可規程により行う。

(検定委員及び技術員)

第4条 検定審査会は、検定員により行う。検定委員は理事会で選出し、会長が委嘱する。
2 器具には技術部門を補佐するため、技術員を置く。技術員は検定工場会が推薦したものに付き、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

(検定審査)

第5条 検定審査は、本会が別に定める検定審査基準により行う。

(検定審査料及び申請料)

第6条 検定審査料及び申請料は、毎年定め、これを公示する。

(審査通知)

第7条 本会は、検定審査に合格した用具器具名と製造業者名又は総販売元業者名(以下「業者」という。)を検定審査会開始日より3カ月以内に通知する。

(合格証票)

第8条 本会は、検定審査合格証票を発行する。業者は合格した用具器具にこの証票を必ず貼付しなければならない。

(合格証票料)

第9条 検定審査合格証票料は毎年定め、これを通知する。

(検査)

第10条 検定員は品質保持のため、各地の大会等で検定又は審査合格した用具器具を適宜抽出して検査し理事会に報告する義務がある。

(合格取消)

第11条 前条により、検定又は審査合格として不適当とされる用具器具は理事会の議決を経て合格を取り消すことができる。

2 合格を取り消された用具器具については、既に交付された検定又は審査合格証書は、その決定と同時にその効力を失う。検定合格証書をともなう用具器具の取り消しの場合、その業者は証票を直ちに本会に返還しなければならない。ただし、証票料は業者に返還しない。

(通告)

第12条 用具器具に関するすべての通告は、文書をもって行う。

(用具器具の使用)

第13条 本会並びに本会加盟団体が主催する競技会は、その年度の本会が定めた用具器具検定審査に合格した用具器具を使用しなければならない。

(審査会の公開)

第14条 用具器具の検定審査会は公開とする。ただし、用具器具の合否、序列又はこれに準ずる判定の場は公開しない。

(検定員の義務)

第15条 検定員は本会が発表したこと以外の合否や判定に関する資料等を口外してはならない。

(検定員の解任)

第16条 検定員がその職権を濫用したり、職務を怠ったりしたときは理事会の議決を経て会長がこれを解任する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(細則)

第18条 この規程の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規程は、昭和58年10月15日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月17日から施行する。

公益財団法人日本バドミントン協会用具器具の検定基準

[ラインテープ]

- 1 検定は、本会競技規則第1条第1項から第3項までに規定するものを基準として行う。
- 2 検定の対象は、次の5点である。
 - (1) 長さ (2) 色 (3) 材質の強さ (4) 幅の伸縮度 (5) 粘着度
- 3 2の各項目についての基準は、次のとおりである。
 - (1) 長さは、100m以上である。分割する場合は、20m巻のテープで5巻以上が望ましい。
 - (2) 色は、白、黄又は見分けやすい色である。
 - (3) 材質が紙の場合、テープを貼るときや運動靴のつま先で擦るとき破れない
 - (4) 材質がビニールの場合、テープ幅が40mmを保たれる
 - (5) 直ぐ剥がれない。また、テープを剥がすとき余分な接着剤が床に残らない。

[シャトル]

- 1 検定は、本会競技規則第2条に規定するものを基準として行う。ただし、水鳥球は、第1種検定品と第2種検定品の2種を分けて行う。
- 2 第1種水鳥球
 - (1) 16枚の天然の羽根をコルク台に取り付けてある。
 - (2) 羽根は、が鳥の羽根を原則とする。
 - (3) 羽根の長さは、62mmから70mmの範囲とし、長さは台から先端まで同一である。
 - (4) 羽根の先端の広がり、直径58mmから68mmの円形とする。
 - (5) 羽根は、糸又は他の適切な素材でしっかりと縛り付けてある。
 - (6) 台の直径は、25mmから28mmとし、底は丸くする。
 - (7) 重さは4.74gから5.50gとする。
- 3 第2種水鳥球
 - (1) 16枚の天然の羽根をコルク台に取り付けてある。
 - (2) 羽根は、が鳥又はあひるの羽根を原則とする。
 - (3) 羽根の長さは、62mmから70mmの範囲とし、長さは台から先端まで同一である。
 - (4) 羽根の先端の広がり、直径58mmから68mmの円形とする。
 - (5) 羽根は、糸又は他の適切な素材でしっかりと縛り付けてある。
 - (6) 台の直径は、25mmから28mmとし、底は丸くする。
 - (7) 重さは、4.74gから5.50gとする。
- 4 合成球
 - (1) 天然の羽根又はスカート部分が合成素材のものをコルク台又はそれに準ずる素材で同じ形状のもの
 - (2) 天然羽根以外では合成素材の一体のものでよい。

- (3) 羽根の長さは、62 mmから70 mmの範囲とし、長さは台から先端まで同一である。
 - (4) 羽根の先端の広がり、直径58 mmから68 mmの円形とする。
 - (5) 天然羽根の場合は、木綿の糸又は適切な素材でしっかりと縛り付けてある。
 - (6) 台の直径は、25 mmから28 mmとし、底は丸くする。
 - (7) 重さは、4.74 gから5.50 gとする。
 - (8) 寸法及び重量については、天然の羽根と比べて、比重及び反応に違いがあるため、10パーセントまでの誤差は認める。
- 5 陸鳥球は、3項に準ずる。ただし、天然の羽根の素材は陸鳥とする。
 - 6 第1種水鳥球は、1銘柄につき白筒に入れた左右羽根を各1ダース、それぞれ計量、試打する。試打は1人1ダースずつ2人で行う。
 - 7 第2種水鳥球は、市販品を第1種水鳥球と同じ条件で行う。
 - 8 合成球は、1銘柄1ダースを6個ずつ2人で試打する。
 - 9 陸鳥球は、1銘柄2ダースのうち1ダースを計量、試打する。試打は1ダースを2人で行う。
 - 10 計量計測の対象は、次の5点である。
 - (1) 重さ
 - (2) コルク台の直径
 - (3) 羽根の長さ
 - (4) 羽根の枚数
 - (5) 羽根の先端の広がり
 - 11 試打においては、次の4点を調べる。
 - (1) 飛距離
 - (2) ぶれ
 - (3) 飛行中の曲がり
 - (4) 回転
 - 12 評価は、次のとおりとする。

10の(1)から(5)まで、及び11の(1)については、本会競技規則第2条の規定に適するものを正とする。

ただし、11の(1)においては、正の区域を中心として、300 mmごとに区切り、ネット側へ順に-1から-6までの区域、後方を+1の区域とし、シャトルの落ちた区域の数値をもって評価する。
 - 13 検定資料には、上記10、11、12の他、試打者氏名、気温、湿度、種目、銘柄(第1種水鳥球はその記号)、記録者氏名が明記されていなければならない。
 - 14 検定における合否は、その検定で得た資料をもとに検定審査会において決定する。ただし、検定員は全種目、全銘柄の合否が決定する以前にそれぞれの銘柄名を知ることはいできない。

[ラケット]

- 1 検定は、本会競技規則第4条の規定を基準として行う。
- 2 検定の対象は次の3点である。
 - (1) 全体の長さ、幅
 - (2) スtringsを張ったところの縦の長さ、幅 (Stringドエリア)
 - (3) Stringドエリアの幅と縦の長さ
- 3 2の各項目についての基準は、次のとおりである。
 - (1) 全体の長さは、680 mm以内であり、幅は230 mm以内である。

- (2) 原則としてストリングスを張ったところの長さ（ストリングドエリア）は、全長 280mm以内、幅は220mm以内である。
- (3) ストリングスを張って広がったエリアの幅と縦の長さは、
- ① ストリングスを張って広がったエリアの幅が35mm以内
 - ② ストリングドエリア全体の長さが330mm以内

[コートマット]

- 1 検定は、本会競技規則第1条第1項から第3項までの規定を基準として行う。
- 2 検定の対象は、次の2点である。
 - (1) マットの色 (2) ライン
- 3 2の各項目についての基準は、次のとおりである。
 - (1) コート内、外の色はそれぞれ一色であることが望ましい。外を別の色にする場合は、本会に申請する。
 - (2) ラインの幅は40mmで、その色は白である。

[ポスト]・・・別途定める。

[ネット]

- 1 検定は、本会競技規則第1条第6項から第9項までの規定を基準として行う。
- 2 検定の対象は、次の6点である。
 - (1) 色 (2) 紐 (3) 網目の大きさ (4) 長さ丈 (5) 上縁 (6) 紐又は綱
- 3 2の各項目についての基準は、次のとおりである。
 - (1) 色は、暗い色を原則とする。
 - (2) 紐は、糸の撚りが12本以上とする。
 - (3) 網目の大きさは、張る前の状態で結び目と結び目との間が15mmから20mmまでであるが、網目は均一であることと上縁部以外は同色である。
 - (4) ネットの長さは、6.1m、丈は、760mmである。
 - (5) 上縁は、長期間使用しても変色しない75mmの白テープを用いて二つ折りにしてある。
 - (6) 紐又は綱の強度は、200N以上である。

公益財団法人日本バドミントン協会用具器具の審査基準

[ウェア]

- 1 審査の対象は、次の5点である。
 - (1) 基本の色 (2) 色の品位 (3) マーク (4) 機能性
 - (5) ボタン及びその他の締め具、止め金
- 2 1の各項目についての基準は、次のとおりである。
 - (1) 色の状態
 - (2) 色については、本競技の品位を保つ範囲を限度とする。
 - (3) マークは、一製品一箇所として、その面積は20cm²以内である。
 - (4) バドミントン競技に相応した機能がある。
 - (5) ボタン及びその他の締め具、止め金は、着衣又は運動のための機能を果たすのに必要なものとし、単に装飾的なものは避けることが望ましい。

[ストリングス]

- 1 審査の対象は、次の3点である。
 - (1) 長さ (2) 材質とその強さ (3) 説明書
- 2 1の各項目についての基準は、次のとおりである。
 - (1) 長さは、10m以上で、その長さを表示している。
 - (2) スtringスをラケットに張るとき、切れない材質と強さである。
 - (3) Stringスの張り方の説明書を添えていることが望ましい。

[シューズ]

- 1 審査の対象は、次の4点である。
 - (1) 色 (2) 耐久性 (3) 通気性 (4) 滑らない底
- 2 1の各項目についての基準は、次のとおりである。
 - (1) 基本の色は白である。 (2) 耐久性がある。 (3) 通気性がある。
 - (4) 底は、縦、横ともに滑らない構造のものである。

[得点表示装置]・・・別途定める。

[審判台]・・・別途定める。

公益財団法人日本バドミントン協会検定工場認可規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バドミントン協会（以下「本会」という。）競技規則及び同大会運営規程によって行われる競技会に使用し、本会が定めた製品を製作する工場の認可に関して定める。

(認可)

第2条 検定工場は、本会が定める検定員2名以上が審査し、本会の理事会の承認を得て認可する。

(申請方法)

第3条 検定工場の認可を受けようとする者は、本会が下記に定める申請書類に申請料を添えて提出しなければならない。

- (1) 工場経歴書及び工場所在地地図
- (2) 工場図面及び設備機械明細書
- (3) 主要下請工場及び所在地
- (4) 営業実績一覧表
- (5) カタログ及び主要パンフレット

(認可料)

第4条 検定工場は、別に定める認可料を本会に納入するものとする。

(認可期間)

第5条 検定工場の認可期間は、5年とする。

(認可申請)

第6条 検定工場が認可を受ける場合は、製品の種類毎に下記の書類に審査料を添えて本会に提出しなければならない。

- (1) 製品図面
 - (2) 製品仕様書
- (検定製品)

第7条 製品は、本会認可検定工場で作成されたもので、本会が定める競技規則、大会運営規程による規格及び検定審査基準に合致していなければならない。

(検定合格証票)

第8条 合格した製品には、本会所定の証票を貼付しなければならない。

(立入調査)

第9条 検定員は、随時工場内に立入調査することができる。

(認可の取消)

第10条 この規程及び別に定める細則を、正当な理由なくして守らないときは、1カ月の予告期間を設けて検定工場の認可を取り消すことができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、昭和54年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月17日から施行する。